

2014年2月10日 全8頁

法律・制度のミニ知識

企業グループ内の資金融通と貸金業法－2

規制緩和へ、貸金業法施行令等の改正案の意見募集中

金融調査部 主任研究員
堀内勇世

[要約]

- 2014年（平成26年）1月27日、金融庁から「貸金業法施行令等の一部を改正する政令（案）」等が公表され、意見募集が行われている。
- この中には、2013年（平成25年）12月13日の「金融・資本市場活性化に向けての提言」の中にも関連記載があった企業グループ内の資金融通に関する規制緩和が提案されている。
- この提案によれば、貸金業に当たらず資金融通しあえる子会社の範囲を拡大するなどの緩和が行われることになる。
- 現在、2014年4月1日の施行が目指されている。

1. 企業グループ内の資金融通がより行いやすく

2014年（平成26年）1月27日、金融庁から「貸金業法施行令等の一部を改正する政令（案）」等が公表され、意見募集^(注1)が行われています。

(注1) この意見募集については、金融庁の以下のウェブサイトをご覧ください。

<http://www.fsa.go.jp/news/25/kinyu/20140127-1.html>

この中で、企業グループ内の資金融通に関する規制緩和が提案されています。

現行の貸金業法などの下では、親会社と総議決権の50%超の子会社（株式会社）との資金融通は貸金業に当たらず、貸金業の登録が不要と解釈されています。それに対し、それ以外のいわゆる実質子会社（株式会社）との資金融通は貸金業に当たるとされ、貸金業の登録が必要とされています。2013年（平成25年）12月13日にまとめられた「金融・資本市場活性化有識者会合」の「金融・資本市場活性化に向けての提言」においても、規制緩和が唱えられていました^(注2)。

(注2) 現行の規制や「金融・資本市場活性化に向けての提言」については、以下のレポートをご参照ください。

- ・「法律・制度のミニ知識 企業グループ内の資金融通と貸金業法 —『金融・資本市場活性化有識者会合』提言との関係で」(堀内勇世 2013年12月19日)

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20131219_008039.html

また、「金融・資本市場活性化に向けての提言」は、金融庁の以下のウェブサイトをご覧ください。

<http://www.fsa.go.jp/singi/kasseika/20131213.html>

これが今回の意見募集では、総議決権の50%超の子会社(株式会社)でなくとも、いわゆる実質子会社(株式会社)との資金融通も貸金業に当たらず、貸金業の登録を不要とする場合があるなどとする改正を提案しています。先ほどの提言から意見募集開始までの期間を考えると、企業グループ内の資金融通に関する規制緩和が、速いスピードで図られつつあると思われます。

この部分の概要を、金融庁のウェブサイト^(注3)から引用すれば、以下のとおりです。

イ. 貸金業法施行令及び貸金業法施行規則の一部改正

親会社と実質支配力基準に基づく子会社で構成されるグループ会社(親子・兄弟会社等)間で行われる貸付け、及び合弁事業における共同出資者(株主)から合弁会社への貸付けについて、一定の議決権保有等の要件の下に、貸金業規制の適用除外とする改正を行うものです。

(注3) このレポートの「(注1)」に記載した金融庁のウェブサイトです。

意見募集は、2014年2月26日までとされています。

この改正については、2014年4月1日の施行を目指しています。

2. 提案された関連条文を見ていくと

ここでは、この改正に関連する条文を簡単に見ていきたいと思えます。主に、「貸金業法施行令(案)」の「1条の2」及び「貸金業法施行規則(案)」の「1条」を見ていくことにします^(注4)。現在、意見募集中のものなので、今後変更される可能性があることにはご注意ください。

(注4) ここでは、このレポートの「(注1)」に記載した金融庁のウェブサイトでは提案されている「貸金業法施行令」、「貸金業法施行規則」の改正案をそれぞれ「貸金業法施行令(案)」、「貸金業法施行規則(案)」と表記しています。

「貸金業法施行令（案）」、「貸金業法施行規則（案）」は、同ウェブサイトに掲載されている「(別紙1)貸金業法施行令の一部改正（案）（新旧対照表）」や「(別紙2)貸金業法施行規則の一部改正（案）（新旧対照表）」をご参照ください。なお、「1条の2」や「1条」は、その新旧対照表で、縦書きで「第一条の二」や「第一条」と表記されています。

【貸金業法施行令（案）1条の2】

貸金業法施行令（案）1条の2は、「貸金業」に該当しない例外を掲げる条文です^(注5)。

(注5) 貸金業法3条では貸金業を行う場合には登録が必要としています。そして「貸金業」の定義は、同法2条1項にあります。そこでも例外を定めているのですが、例外の一部を貸金業法施行令で定めるものとしています。その条文が現行の貸金業法施行令1条の2となっています。今回の意見募集での提案では、この条文をもとに改正が行われています。現行規制については、このレポートの「(注2)」で掲げたレポートもご参照ください。

なお、今回の提案に関連して、貸金業法2条1項や3条が改正されることにはなっていません。

今回の意見募集での提案は、その例外を増やそうとするものです。「親会社と実質支配力基準に基づく子会社で構成されるグループ会社（親子・兄弟会社等）間で行われる貸付け」、及び「合弁事業における共同出資者（株主）から合弁会社への貸付け」^(注6)を例外に加えています。それが、「貸金業法施行令（案）1条の2」の六号です。次のように提案されています（下線は筆者）。

貸金業法施行令（案）1条の2 （貸金業の範囲からの除外）

六号 次に掲げる会社等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。以下この号において同じ。）に対してのみ貸付け（口に掲げる会社等に対する貸付けにあつては、当該会社等の総株主又は総出資者の共同の利益を損なうおそれがないと認められる貸付けとして内閣府令で定めるものに限る。）を業として行う他の会社等

イ 当該他の会社等を含む同一の会社等の集団（一の会社等及び当該会社等の子会社等（会社等がその総株主又は総出資者の議決権の過半数を保有する会社等その他の当該会社等がその経営を支配している会社等として内閣府令で定めるものをいう。）の集団をいう。）に属する会社等

ロ 当該他の会社等（当該会社等の総株主又は総出資者の議決権に内閣府令で定める割合を乗じて得た数以上の議決権を保有するものに限る。）を含む二以上の会社等が共同で営利を目的とする事業を営むための契約に基づき当該会社等の経営を共同して支配している場合における当該会社等

(注 6) このレポートの「1.」で、金融庁のウェブサイトからの引用という形で、
囲みで示した改正提案の概要の表記を使用しています。

この「イ」が親会社と実質支配力基準に基づく子会社で構成されるグループ会社（親子・兄弟会社等）間で行われる貸付けに関するもので、「ロ」（と下線部）が合弁事業における共同出資者（株主）から合弁会社への貸付けに関するものと、大雑把ですがいうことができます。

ここでは斜体にしましたが、「内閣府令で定める」とあります。この内閣府令に当たるのが、貸金業法施行規則（案）1条であると思われます。

【貸金業法施行規則（案）1条】

貸金業法施行規則（案）1条は、少々長いのですが、次のように提案されています（下線は筆者）。

貸金業法施行規則（案）1条（支配する会社等への貸付け）

- 1 項 貸金業法施行令（昭和五十八年政令第百八十一号。以下「令」という。）第一条の二第六号に規定する会社等の総株主又は総出資者の共同の利益を損なうおそれがないと認められる貸付けとして内閣府令で定めるものは、同号ロに掲げる会社等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。以下この条において同じ。）の総株主又は総出資者の同意に基づくものとする。
- 2 項 令第一条の二第六号イに規定する内閣府令で定めるものは、会社等が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における 当該他の会社等（組合その他これに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）である場合に あつては、その総組員又は総構成員が法人（外国の法令に準拠して設立された法人を含む。）であるものに限る。）とする。
- 3 項 前項の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」とは、次に掲げる場合（財務上又は事業上の関係からみて他の会社等の財務又は事業の方針の決定を支配していないことが明らかであると認められる場合を除く。）をいう（以下この条において同じ。）。
 - 一号 他の会社等（次に掲げる会社等であつて、有効な支配従属関係が存在しないと認められるものを除く。以下この項において同じ。）の議決権の総数に対する 自己（その子会社等（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第三号に規定する子会社及び子法人等（会社以外の会社等が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該他の会社等をいう。）をいう。第四項において同じ。）を含む。以下この項において同じ。）の計算において所有している議決権の数の割合が百分の五十を超えている場合

- イ 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）の規定による再生手続開始の決定を受けた会社等
 - ロ 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）の規定による更生手続開始の決定を受けた株式会社
 - ハ 破産法（平成十六年法律第七十五号）の規定による破産手続開始の決定を受けた会社等
 - ニ その他イからハまでに掲げる会社等に準ずる会社等
- 二号 他の会社等の議決権の総数に対する自己の計算において所有している議決権の数の割合が百分の四十以上である場合（前号に掲げる場合を除く。）であつて、次に掲げるいずれかの要件に該当する場合
- イ 他の会社等の議決権の総数に対する次に掲げる議決権の数の合計数の割合が百分の五十を超えていること。
 - (1) 自己の計算において所有している議決権
 - (2) 自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者が所有している議決権
 - (3) 自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権
 - ロ 他の会社等の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の総数に対する次に掲げる者（当該他の会社等の財務及び事業の方針の決定に関して影響を与えることができるものに限る。）の数の合計数の割合が百分の五十を超えていること。
 - (1) 自己の役員（会社法施行規則（平成十八年法務省令第十二号）第二条第三項第三号に規定する役員をいう。）
 - (2) 自己の業務を執行する社員
 - (3) 自己の使用人
 - (4) (1) から(3)までに掲げる者であつた者
 - ハ 自己が他の会社等の重要な財務及び事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること。
 - ニ 他の会社等の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。）の総額に対する自己が行う融資（債務の保証及び担保の提供を含む。以下ニにおいて同じ。）の額（自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を含む。）の割合が百分の五十を超えていること。

ホ その他自己が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配していることが推測される事実が存在すること。

4項 会社等及びその一若しくは二以上の子会社等又は当該会社等の一若しくは二以上の子会社等が財務及び事業の方針の決定を支配している他の会社等は、前二項の適用については、当該会社等の子会社等とみなす。

5項 令第一条の二第六号ロに規定する内閣府令で定める割合は、百分の二十とする。

この条文については、大雑把な言い方ですが次のようにいうことができます。

2項～4項が「貸金業法施行令（案）1条の2」の六号の「イ」、つまり「親会社と実質支配力基準に基づく子会社で構成されるグループ会社（親子・兄弟会社等）間で行われる貸付け」に関するものということができます。

また、1項と5項が「貸金業法施行令（案）1条の2」の六号の「ロ」（と下線部）、つまり「合弁事業における共同出資者（株主）から合弁会社への貸付け」に関するものということができます。

【実質支配力基準に基づく子会社について】

「貸金業法施行令（案）1条の2」の六号の「イ」と「貸金業法施行規則（案）1条」の2項～4項が、今回緩和が提案されている「親会社と実質支配力基準に基づく子会社で構成されるグループ会社（親子・兄弟会社等）間で行われる貸付け」に関する条文になります。

また、これらの条文は、その場合の実質支配力基準に基づく子会社^(注7)の定義を定めているといえます^(注8)。

(注7) 「貸金業法施行令（案）1条の2」の六号の「イ」をみると「子会社等」と表記されていますが、ここでは説明の都合上「子会社」と表記しています。「実質支配力基準に基づく子会社」とか、「ここで取り上げている貸金業法上の子会社」という具合に使用しています。

同じ用語でも、法令や条文が異なると定義などが異なったりするものですから、ここではこのような方法をとらせていただいています。

(注8) 現行法上、解釈で、親会社と総議決権の50%超の子会社（株式会社）との間の資金融通は貸金業に当たらないとされています。しかしこの提案のもとでは、「貸金業法施行令（案）1条の2」の六号の「イ」の実質支配力基準に基づく子会社の一つとされ、親会社と総議決権の50%超の子会社（株式会社）との間の資金融通は貸金業に当たらないと明記されることとなります。

この定義は、会社法の子会社の定義と比べてどうなのでしょう。会社法の子会社の定義は、会社法2条や会社法施行規則2条3項、3条で規定されています。

貸金業法施行規則（案）1条などと会社法施行規則2条3項、3条などを読み比べてみると、少々異なる点がありました。例えば、次の点です。

①貸金業法施行規則（案）1条2項の下線部の存在

特に、「その総組合員又は総構成員が法人（外国の法令に準拠して設立された法人を含む。）であるものに限る。」の部分です。貸金業法施行規則（案）1条2項で言う「当該他の会社等」に含まれる「組合その他これに準ずる事業体」の範囲を限定する記述です。会社法施行規則2条3項（の二号）にはない記述です。

これは規制緩和の要請と、貸金業法の目的（例えば、不当な貸金業務から消費者、個人などの借り手を保護することなど）とのバランスを考慮した上で、このような記述が加えられたようです。

②貸金業法施行規則（案）1条4項（この項全体に下線）の存在

これは、大まかに言えば、いわゆる孫会社などの間接子会社なども、企業グループ内の資金融通が可能となる実質支配力基準に基づく子会社に含まれる旨を確率的に規定したものと考えられます。

他の法令でも似たような規定があるようです。例えば、信託業法施行令2条2項などがその例になるのではないかと思います。

③会社法施行規則3条3項の三号に相当する記述が存在しない

会社法施行規則3条3項の三号は次のように規定されています。

「他の会社等の議決権の総数に対する自己所有等議決権数の割合が百分の五十を超えている場合（自己の計算において議決権を所有していない場合を含み、前二号に掲げる場合を除く。）であって、前号ロからホまでに掲げるいずれかの要件に該当する場合」^{（注9）}

（注9）なお、この中の「自己所有等議決権数」は会社法施行規則3条3項の二号で定義されています。自己（会社法上の子会社などを含む）の計算で保有する分以外にも、緊密な関係があることで自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者の保有分などが含まれます。

しかしながら、「貸金業法施行規則（案）1条」などを見ても、それに相当する記述がありません。

その結果、会社法施行規則3条3項により会社法上の子会社となる会社は、貸金業法との関係でここで取り上げている「実質支配力基準に基づく子会社」（ここで取り上げている貸金業法上の子会社）にならないと考えられます。

例えば、大まかな言い方にはなりますが、ある会社が会社法上の子会社となる場合でも、親会社が自己（会社法上の子会社などを含む）の計算で保有するその会社の議決権

の割合が 40%未満の場合（自己の計算で保有する保有分が 0%である場合を含む）は、その会社はここで取り上げている「実質支配力基準に基づく子会社」にならないとされているようです。

これも、規制緩和の要請と貸金業法の目的とのバランスを考慮したからなのかもしれません。

なお、貸金業法施行規則（案）1 条 3 項の一号の下線部にも注意が必要と思われます。例えば、貸金業法施行規則（案）1 条 3 項の一号や二号に基づき「実質支配力基準に基づく子会社」か否かを判断する際、議決権の総数に対する自己の計算において所有している議決権の数の割合を検討しなければならないこととなります。その時の「自己」には「子会社等」（ここでは条文上の用語どおり表記）を加えて判断することとなりますが、この「子会社等」は会社法の子会社などとなっています^(注10)。

（注10）貸金業法施行規則（案）1 条 3 項の一号の下線部は、貸金業法施行規則（案）1 条 3 項や 4 項の「自己」とある部分すべてに影響を与えることとなります。

【合弁事業における共同出資者（株主）から合弁会社への貸付けについて】

「貸金業法施行令（案）1 条の 2」の六号の「ロ」（と下線部）と「貸金業法施行規則（案）1 条」の 1 項と 5 項が、今回緩和が提案されている「合弁事業における共同出資者（株主）から合弁会社への貸付け」に関する条文になります。

合弁事業における共同出資者（株主）から合弁会社^(注11)への貸付けが貸金業に当たらないとされるのは、簡単に言いますと、「全株主の同意がある場合」及び「貸付けを行う株主が 20%以上の議決権を有する場合」となります。

（注11）「合弁会社」と表記していますが、「貸金業法施行令（案）1 条の 2」の六号を見ていただければわかるように、株式会社に限られているわけではなく、組合などである場合もあります。

以 上